

朝倉市子どもの読書活動推進計画

～ 読書ではぐくむ豊かな心 生きる力 ～

(改訂版)



令和2年3月
朝 倉 市

目 次

子どもの読書活動推進計画（改訂版）の策定にあたって ······	P 1
第1章 子どもの読書活動の現状と課題 ······	P 2
1 子どもの読書活動の現状	
2 これまでの取り組み	
3 課題	
第2章 基本的な考え方 ······	P 12
1 基本目標及び基本方針	
2 計画の位置づけ	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
5 推進体制	
第3章 計画推進の方策 ······	P 14
1 年齢に沿った取り組み	
2 子どもの読書への関心を高める取り組み	
3 施策体系表	
4 具体的な取り組み	
I 家庭で子どもが本を読むための環境づくり	
II 地域（コミュニティ協議会、ボランティア等）での読書環境づくり	
III 保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校での読書環境づくり	
IV 公共図書館の取り組み	
V 公共図書館、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校等の連携	
第4章 施策 ······	P 26
資料編 ······	P 32

子どもの読書活動推進計画（改訂版）の策定にあたって

子どもの健やかな成長のためには、読書活動は欠かすことはできません。

子どもは、読書を通じて、知識や知恵を身につけ、豊かな言葉を学び、感性を磨き、表現力やコミュニケーション能力を高めることができます。また、他者への思いやりや共感を覚え、生きる力を身につけます。

平成 13（2001）年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）が公布、施行され、その中で、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされました。国は、平成 30（2018）年 4 月に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、また、福岡県は平成 28（2016）年 8 月に「福岡県子ども読書推進計画」の改訂を行っています。

本市においても、子どもが読書を通して、健やかに成長することを願い、平成 22（2010）年度に「朝倉市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

また、平成 27（2015）年度には、前計画の取り組みの成果を検証しながら 5 年計画の「朝倉市子どもの読書活動推進計画（改訂版）」を策定し、子どもの読書活動の推進を図つてきました。この 5 年間で、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校、公共図書館において、子どもを読書へ誘う様々な取り組みがなされてきました。

しかし、更なる子どもの読書活動の推進のためには、引き続き社会全体で連携しながら、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりに取り組む必要があります。

そこで、「朝倉市のすべての子どもが、心豊かに成長することを願って、読書の楽しさや喜びに出会える読書環境づくりを目指す。」という基本目標を継承しつつ、子どもを取り巻く社会環境と今まで取り組んできた成果や課題を踏まえ、「朝倉市子どもの読書活動推進計画」を改訂しました。



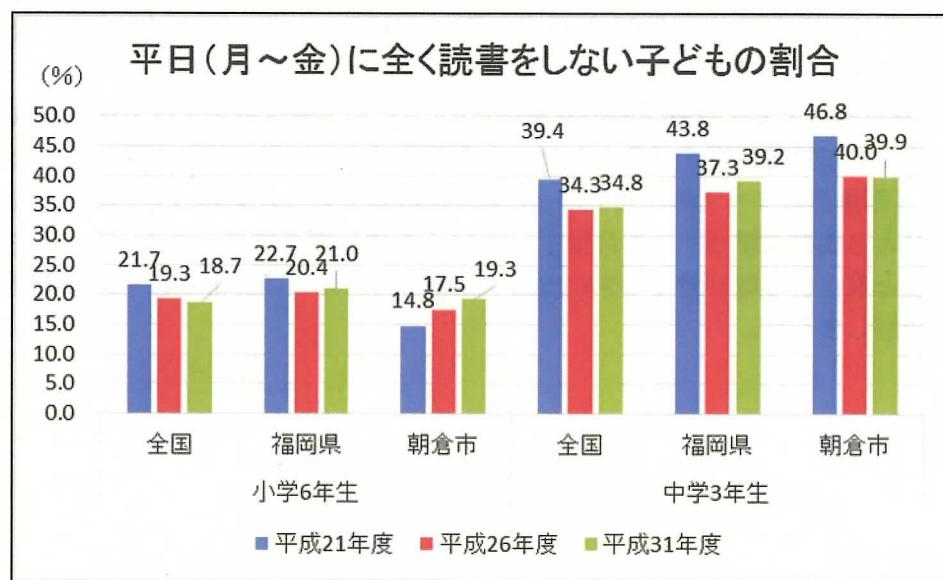
第1章 子どもの読書活動の現状と課題

1 子どもの読書活動の現状

文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査¹によると、「平日（月～金）に全く読書をしない子どもの割合」は表1のとおり、朝倉市の小学6年生では、平成31（2019）年度が19.3%で、平成21（2009）年度の14.8%に比較し4.5ポイント増加しています。一方、中学3年生では、平成31（2019）年度が39.9%で、平成21（2009）年度の46.8%に比較し6.9ポイント減少しています。なお、国県との比較では、いずれも全国平均より高く、県平均とは同水準となっています。

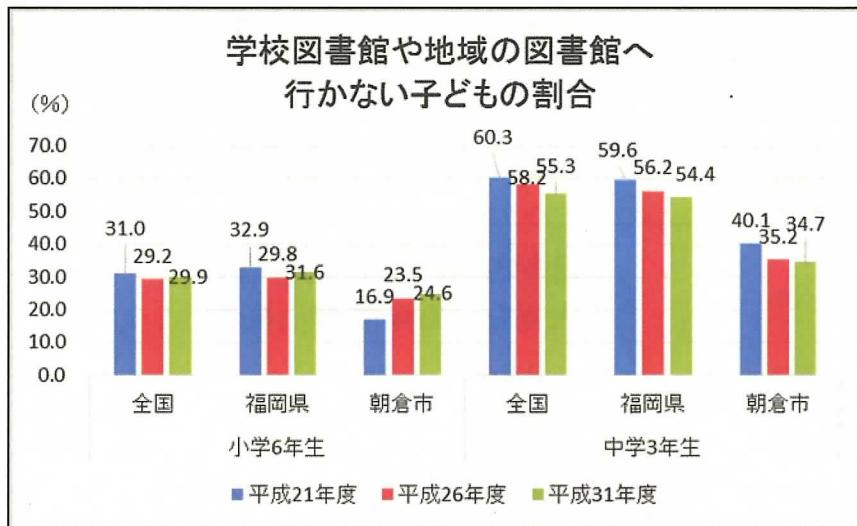
また、「学校図書館や地域の図書館へ行かない子どもの割合」は表2のとおり、小学6年生では、平成31（2019）年度が24.6%で、平成21（2009）年度の16.9%に比較し7.7ポイント増加しています。中学3年生では、平成31（2019）年度が34.7%で、平成21（2009）年度の40.1%に比較し5.4ポイント減少しています。いずれも、国県と比較し大幅に低い状況にあり、朝倉市では、国県に比較し図書館を利用しない子どもは、少ない状況にあります。

(表1)



¹ 学力・学習状況調査…文部科学省が平成19（2007）年より日本全国の小学6年生、中学3年生の全員を対象として行っているテスト。教科（国語、算数・数学、理科）のテストとあわせ、児童生徒に対する生活習慣や学校環境に関する調査を行っている。

(表 2)



(表 1) の質問文

学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。

（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）

(表 2) の質問文

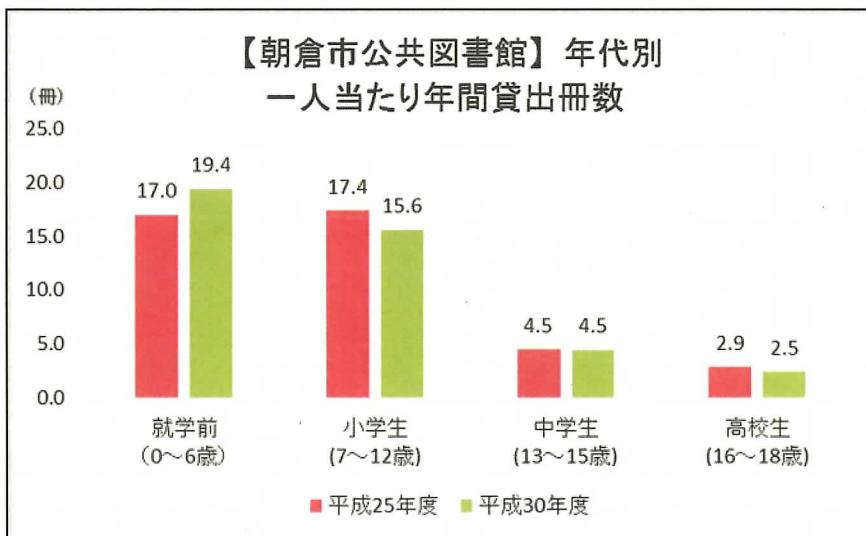
昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか。

次に、本市の公共図書館における18歳以下の子どもの年間貸出冊数は、平成30（2018）年度が106,799冊で、平成21（2009）年度の90,679冊に比較し微増していますが、近年は減少する傾向にあります。

平成30（2018）年度の年代別一人あたりの年間貸出冊数は表3のとおり、就学前が19.4冊、小学生が15.6冊、中学生が4.5冊、高校生2.5冊となっており、中学生以上で大幅に減少する傾向が見られます。

平成25（2013）年度と平成30（2018）年度の比較では、就学前では増加し、小学生では微減、中学生では横ばいとなっています。

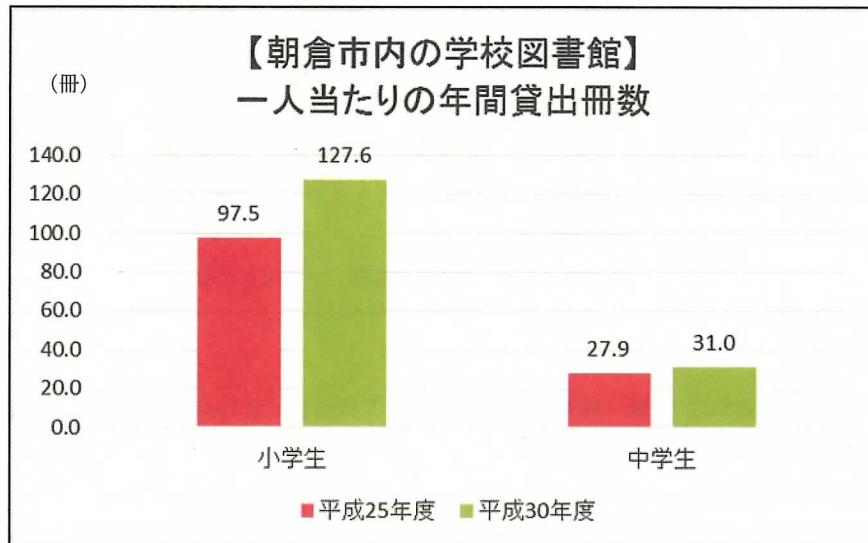
(表 3)



* 算出方法：(年代別一人当たりの貸出冊数) = (年代別年間貸出冊数) / (市年代別人口)

また、市内小中学校図書館の一人当たりの年間貸出冊数は表4のとおり、小学生は平成30（2018）年度が127.6冊で平成25（2013）年度の97.5冊と比較し30.9%増加しています。中学生は平成30（2018）年度が31.0冊で平成25（2013）年度の27.9冊と比較し11.1%増加しています。

(表4)



* 算出方法：(小又は中学校図書館一人当たりの貸出冊数) = (小又は中学校年間貸出冊数) / (児童又は生徒数)

公共図書館での就学前の子どもの貸出が微増しているのは、平成28（2016）年度から、すべての保育所（園）・幼稚園・認定こども園へ移動図書館車が巡回していることが考えられます。

一方、小学生・中学生は、公共図書館での貸出冊数は減少していますが、学校図書館においては、大きく増加しており、身近な場所での読書推進に向けた環境づくりの成果が表れているものと考えられます。

公共図書館、学校図書館ともに、小学校に比べ、中学校の一人当たりの貸出冊数は少なくなっていますが、年齢が上がるにつれ、図書1冊の文字量も多く1冊を読み終えるのに時間がかかること並びに勉強やクラブ活動等により自由な時間が少なくなる傾向があること等がその理由として考えられます。

2 これまでの取り組み

(1) 各機関での主な取り組み²（平成 27～平成 30 年度）

①家庭で子どもが本を読むための読書環境づくり

○ブックスタート³事業の推進

4か月児健診、1歳6か月児健診の際、絵本を各1冊プレゼントし、保護者に読み聞かせの意義や方法を伝えてきました。また、市健康課と連携して、母子健康手帳交付時やパパママクラス時に保護者に対して、子どもの読書に関する啓発を行いました。

ブックスタート事業参加率

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加率 (%)	97.1	96.1	97.6	98.3

○おはなし会の実施と家庭での読み聞かせの推進

公共図書館で毎週おはなし会を開催しました。0歳～3歳向けの赤ちゃんおはなし会では、親子での参加を原則とし、絵本を通じて親子で触れ合う楽しさを伝えました。3歳～小学生向けのおはなし会では、絵本の読み聞かせやミニブックトーク⁴、簡単なアニメーション⁵を取り入れながら、家庭での読書活動につなげる取り組みを行いました。

定例おはなし会の実施回数と参加者数（3館延べ回数及び人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数（回）	189	186	211	220
参加者数（人）	1,803	1,570	1,863	2,136

○親子などで読書を楽しむ環境づくり

家族ふれあい読書⁶の推進のため、うちどくりーフレット「よもよも」を毎月作成し配布しました。あわせて、4か月児、10か月児、1歳半児、3歳児、4～5歳児向けのブックリストを作成・配布しました。

また、「毎月 23 日は朝倉市子ども読書の日」とし、啓発のため、のぼりやポスターを作製し、地域コミュニティ協議会や小中学校、保育所（園）・幼稚園・認定こども園に配布しました。

² 各機関での主な取り組み…実施率等の数値については、「朝倉市子どもの読書推進計画」の実施状況調査や図書館での統計を基に算出している。

³ ブックスタート…全ての赤ちゃんと保護者に、読み聞かせの大切さや楽しさを伝えながら本を手渡す運動として、1992年にイギリスで始められた。

⁴ ブックトーク…一定のテーマを立て、決まった時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介すること。

⁵ アニマシオン…スペインのモンセラ・サルト氏が、子どもに読書の楽しさを伝えることで、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発・体系化した読書指導をさす。間違い探しや、物語の組み立てゲーム等がある。

⁶ 家族ふれあい読書…同じ時間、同じ空間に家族で本を読むことでコミュニケーションをすることを目的としている。

②地域での読書環境づくり

○本のある環境づくり

各地域コミュニティ協議会では、助成金や公共図書館の巡回文庫を活用しながら、図書コーナーの充実及び読書推進のための活動を行いました。

また、地域コミュニティセンターや福祉施設などへ巡回文庫や団体貸出を行ったり、公共図書館で不用となった児童書を配布したりして、いつでも本に親しむことができる環境づくりに取り組みました。

○おはなし会等の実施

各地域では、地域コミュニティ協議会が中心となった読書祭りや読み聞かせを行ったり、読書ボランティア団体と連携したおはなし会等を実施したりしました。

各地域コミュニティでおはなし会等を開催している団体（ボランティア主催を含む）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施数（団体）	9	10	9	8
実施率（%）	60	67	60	53

（公共図書館を併設したコミュニティを除く）

○読書ボランティアネットワークの構築

市内各地域で活動している読書ボランティア団体で組織した「朝倉市読書団体等連絡会」が主催し、公共図書館との共催による絵本作家の講演会や読書活動推進のボランティア育成講座を開催しました。

③保育所（園）・幼稚園・認定こども園での読書環境づくり

○絵本コーナーの設置

施設内に絵本コーナーを設置し、身近に絵本と触れ合う機会を提供しました。

○読み聞かせやおはなし会の実施

施設内の定期的なおはなし会や読み聞かせを実施しました。

読み聞かせやおはなし会の実施団体数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施数（団体）	22	22	22	21
実施率（%）	100	100	100	100

○移動図書館車の活用

市内の保育所（園）・幼稚園・認定こども園は、公共図書館の移動図書館車「おひさま号」の巡回を利用しました。

おひさま号実施団体数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施数（団体）	21	22	22	21
実施率（%）	95	100	100	100

④学校での読書環境づくり

○読書活動等の取り組み

一斉読書活動並びに教職員や PTA、読書ボランティアによる読み聞かせやおはなし会を実施しました。

○学級（学年）文庫等の設置と充実

公共図書館の巡回文庫や団体貸出を活用しながら、学級文庫等を設置し、身近に本がある環境づくりに努めました。

○学校図書館の取り組み

市内全小・中学校に司書を配置し、子どもの読書活動が指導できるよう定期的な研修を実施しました。

子どもたちの読書への興味・関心を高めるため、図書の購入、更新を行いました。

小・中学校の蔵書数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
蔵書数（冊）	192,993	194,168	180,417	190,344
一人当たり蔵書数（冊）	45.9	47.4	44.9	47.8

⑤公共図書館の取り組み

○環境整備

児童書の充実のため、計画的に図書を購入し蔵書の適正管理に努めました。

また、本の知識や司書としての技能・能力を高めるため、各機関の研修会等に参加しました。

児童書冊数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童書冊数（冊）	89,918	92,977	95,413	98,036

○サービスの実施と向上

市内3つの図書館では、赤ちゃんおはなし会や幼児・小学生向けおはなし会など、年齢に沿ったおはなし会を定期的に実施しました。

あさくら図書館では、1~2歳児を対象とした体験型絵本講座「絵本であそぼう」を実施し、絵本と生活を結びつける取り組みを行いました。

はき図書館では、子育て支援センターが行う「子育てサロン」に出向き、絵本の紹介やおはなし会を実施しました。

また、発達段階に応じた絵本を選定したブックリストを作成・配布し、子どもの読書活動の推進に努めました。

ティーンズサービス⁷の充実のため、ポップや飾りを作成し、ティーンズが目を引くようなコーナー作りに努めました。また、読書啓発チラシを作成し、市内の中高生に配布しました。

○連携

学童保育所等への団体貸出や、学校司書との合同研修会の開催、読書ボランティア団体との交流会を行い、各団体との連携と協働に努めました。

「毎月23日は朝倉市子ども読書の日」周知度（%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域コミュニティ	82	88	100	100
保育所等	100	86	100	100
小・中学校	100	100	100	100

（保育所等とは、保育所（園）・幼稚園・認定こども園のこと）



朝倉市子どもの読書活動推進キャラクター

市内在住の漫画家、竹宮恵子氏から「子ども読書活動推進キャラクター」を提供してもらい、「毎月23日は朝倉市子ども読書の日」の啓発に活用しています。

⁷ ティーンズサービス…子どもと大人の中間に位置する中学生や高校生など10代の子どものニーズに沿ったサービス。ヤングアダルト(YA)サービスともいう。

(2) 子どもの読書活動推進計画の数値目標に対する現状値

平成 27 (2015) 年度改訂版「朝倉市子どもの読書推進計画」にて掲げた小中学校の数値目標である「一斉読書活動等の実施率」と「4月23日子ども読書の日⁸の取り組み実施率」のいずれも、減少傾向にあります。

また公共図書館においても、年間貸出冊数が、0歳～小学生、中・高校生ともに、目標値に達しておらず、更なる取り組みの強化が必要となっています。

《小中学校》

年度 項目	平成27年度 現状値	平成28年度 現状値	平成29年度 現状値	平成30年度 現状値	目標値
一斉読書活動等の実施率	95.0%	85.0%	95.0%	82.0%	100%
4月23日「子ども読書の日」の取り組み実施率	100.0%	75.0%	75.0%	71.0%	100%

《公共図書館》

年度 項目	平成27年度 現状値	平成28年度 現状値	平成29年度 現状値	平成30年度 現状値	目標値
0歳～小学生 一人当たりの年間貸出数	一人当たり 19.8冊	一人当たり 19.3冊	一人当たり 18.1冊	一人当たり 17.6冊	一人当たり 20冊
中・高校生 一人当たりの年間貸出数	一人当たり 4.5冊	一人当たり 3.9冊	一人当たり 3.7冊	一人当たり 3.5冊	一人当たり 6冊

$$\text{子どもの登録者一人当たりの年間平均利用冊数} = \text{年間利用冊数} / \text{人口}$$

⁸ 「子ども読書の日」…4月23日。平成13(2001)年12月「子どもの読書活動推進に関する法律」により定められている。

3 課題

(1) 読書習慣の定着

本市では子どもの読書習慣の定着を図るため、毎月23日を「朝倉市子ども読書の日」とし、公共図書館をはじめ、地域コミュニティ、保育所（園）・幼稚園・認定こども園や学校において、ポスター や のぼりを掲示するなどの周知活動により、公共施設での周知度は高まつきました。

しかし、子どもが読書習慣を身に付けるには、家庭での読書環境づくりが大切となります。本市では、保護者の読書活動への理解や関心を深めるために「家族ふれあい読書」を推進してきましたが、各種アンケート調査結果から見る限り、各家庭へ十分には浸透していません。

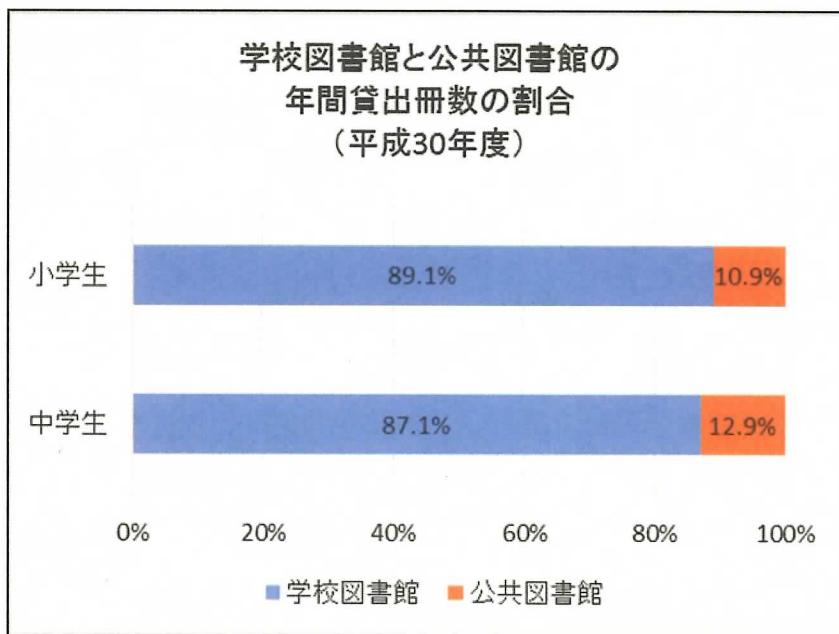
そこで引き続き、読み聞かせや読書の重要性について、さまざまな機会や場所を通して、保護者に働きかけ、家庭で読書を楽しむための環境づくりを推進していくことが望まれます。

また、スマートフォンの普及や、SNS等のコミュニケーションツールの多様化で、子どもを取り巻く生活環境が大きく変化しています。これらは、子どもの読書環境に大きな影響を与える可能性があり、実態把握を行いその対応策を検討していく必要があります。

(2) 学校図書館と公共図書館の連携

本市の学校図書館と公共図書館の年間貸出冊数の割合比は、およそ9:1となっており、学童期の子どもの読書活動を推進する上で、学校図書館が非常に重要な役割を担っていることがわかります。そのため、継続して学校図書館の環境づくりに努めながら、更なる読書活動の推進に向け、学校図書館と公共図書館が相互に情報交換しながら、連携を図っていくことが重要です。

(表5)



（3）学校図書館の「読書センター」機能と「学習・情報センター」機能の充実

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第 21 条第 5 号、平成 19 年改正）と規定されています。また、平成 29（2017）年 3 月に改訂された学習指導要領では、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じた、言語活動の充実と読書活動の充実が掲げられています。今後も引き続き、児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能強化が求められています。

（4）公共図書館の読書活動推進

今後も、社会全体として取り組む読書活動を公共図書館が中心となり、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校等と情報交換を行いながら、子どもの自主的な読書活動を推進するため、読書活動の意義や重要性について、広く普及啓発に努めることが必要です。特に、人間形成や読書習慣の形成に大きな影響を及ぼすといわれる幼児期の子どもや全国的にも読書離れの傾向がみられる中高生に対し、発達段階に応じた積極的な取り組みを関係機関と連携しながら行う必要があります。



第2章 基本的な考え方

1 基本目標及び基本方針

(1) 基本目標

朝倉市の全ての子どもが、心豊かに成長することを願って、読書の楽しさや喜びに出会える読書環境づくりを目指します。

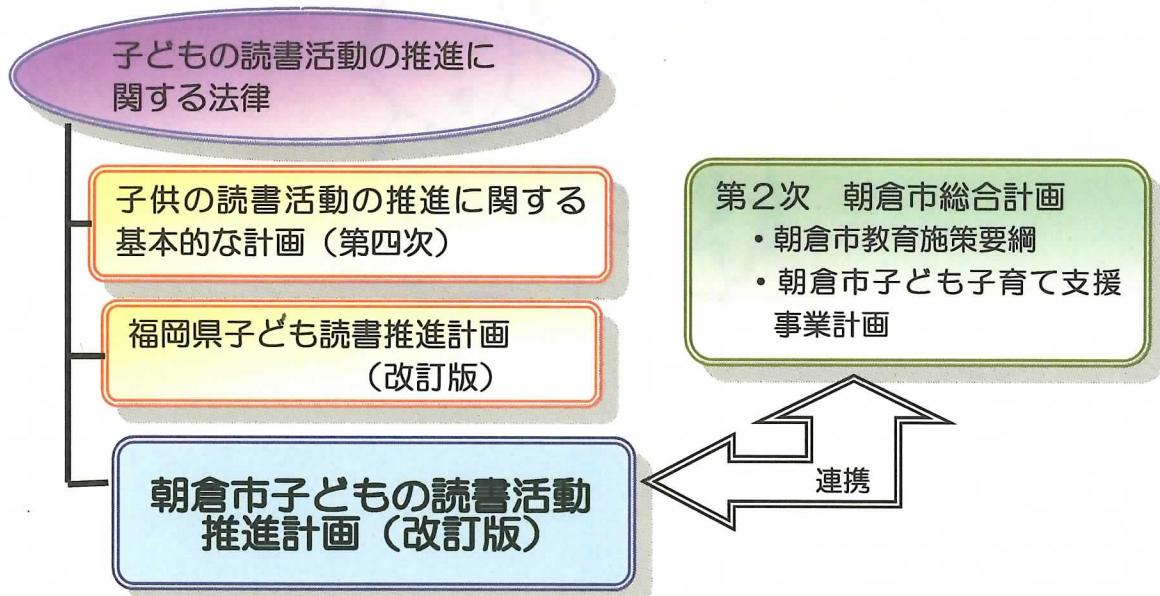
(2) 基本方針

- I 家庭で子どもが本を読むための環境づくりに努めます
- II 地域での読書環境づくりに努めます
- III 保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校での読書環境づくりに努めます
- IV 公共図書館の充実を図ります
- V 公共図書館が中心となり、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校等と連携を図りながら、子どもが読書習慣を身につけることができる環境づくりに努めます

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「福岡県子ども読書推進計画（改訂版）」と連携し、朝倉市の子どもの読書活動を推進するための計画です。

「第二次朝倉市総合計画」を踏まえ、「朝倉市教育施策要綱」や「朝倉市子ども子育て支援事業計画」等の各分野の計画と整合性を図りつつ、朝倉市における読書活動推進の方向性を示すものです。



3 計画の対象

0歳から概ね18歳以下の子どもとその保護者等

4 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間

5 推進体制

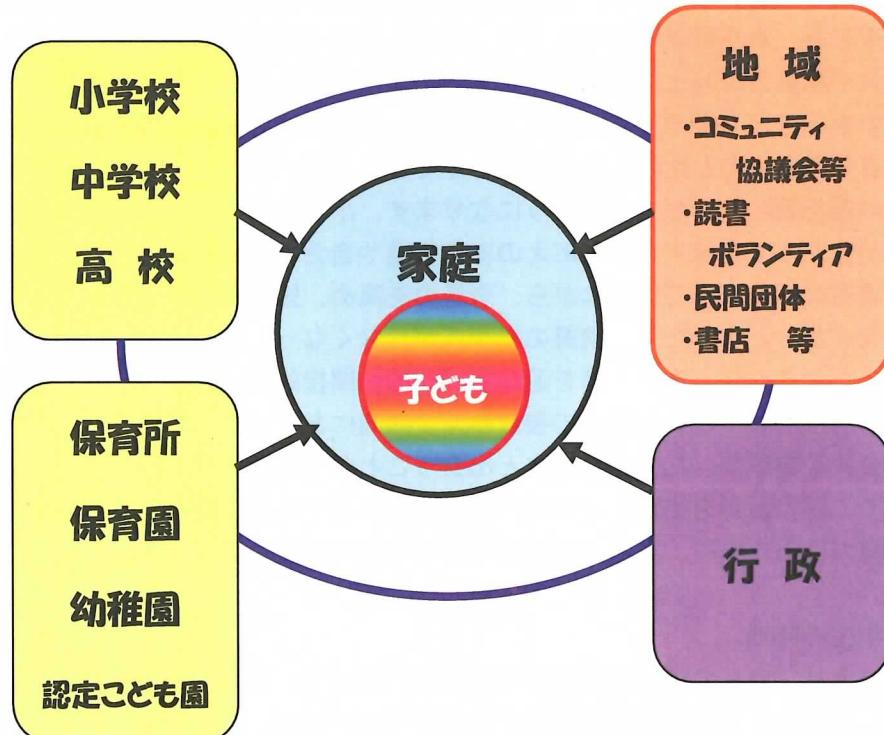
子どもの読書活動推進協議会

子どもの読書活動推進協議会において、毎年度、進捗状況を把握しながら、取り組みの評価、改善を行います。

<構成メンバー>

- コミュニティ事務局長会代表
- 読書団体等連絡会代表
- 学校図書館協議会会長
- 保育協会代表
- 子育て支援ボランティア代表
- その他教育委員会が必要と認める者

子どもを中心におき、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校、行政が連携を図りながら推進していきます。



第3章 計画推進の方策

1 年齢に沿った取り組み

子どもの読書活動は個人によって様々ですが、成長段階における読書の意義を次のように捉えたうえで、表6〈年齢に沿った取り組みの目安〉のような取り組みが必要であると考えます。

(1) 乳幼児期

絵本や物語を読んでもらうことにより、絵本や物語に興味を示すようになる時期です。

保護者をはじめ周囲の大人の語りかけや読み聞かせは、赤ちゃんの聞く力や集中力を養うだけではなく、心の安定につながっていきます。言葉を知るだけではなく、今後の成長において心のよりどころとなります。自我が芽生える3歳頃には理解力も増してくるので、本と触れ合うことによって、健やかな成長を助けてくれます。語りかけや読み聞かせは、親子の心のスキンシップとなり、信頼や絆を深める重要な役割を果たします。

また、保育所(園)・幼稚園に入ると、集団生活を経験することで、子ども自身の世界も少しずつ広がっていき、言葉も豊かになり、様々なことを学びはじめます。おはなしの内容がよく理解できるようになる時期であり、昔話等の少し長めのおはなしも楽しめるようになります。また、集団での読み聞かせを経験する機会もでてきます。この時期に出会った絵本や読んでもらった思い出は、いつまでも心に残り、健やかな成長の糧となります。

(2) 小学生の時期

小学校低学年においては、文字を習い、ひとりで読むこともできるようになりますが、おはなしを楽しむという点では、幼児期に引き続き絵本の読み聞かせ等が大切です。読み聞かせを楽しみ、本を好きになることで、読書への関心を高めるとともに、コミュニケーション能力や語彙力の向上につながります。小学校中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むことができるようになります。小学校高学年になると、個性や性別により好みが強くでできます。読み応えのある物語や自分の興味のある各分野の本を選び、楽しみ、読書の幅を広げていきながら、思考力を高め、知識を増やします。その一方、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。また、インターネット等を通じて疑似的、間接的な体験が増加する反面、人やもの、自然に直接触れるという体験の機会が減少傾向にあります。

学校や公共図書館で、たくさんの本と出会うことができる大切な時期でもあり、各機関が協力して、読書活動を推進していくことが重要となります。また、この頃には本を読むことを習慣づけるために、家庭での読書に向けた取り組みが必要です。

(3) 中学生の時期

思春期に入り、自らの生き方を模索し始める時期です。また、子どもから大人への過渡期であり、身体的にも精神的にも不安定な時期です。一方、行動範囲も広がり、想像力や判断力等が磨かれ、心身ともに更に成長する大切な時期でもあります。

この時期は、個人的好みが明確になり、勉強やクラブ活動、趣味、ゲーム、インターネ

ット等に関心が移り、読書にかける時間が少なくなる傾向にあります。多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。

読書が自己実現の助けるとなるように、子どもの個性や自主的な読書を尊重しながら、必要な時には、高度な専門的知識等も情報提供できるように保護者や周囲の大人は読書環境を整え支えていくことが必要です。

(4) 高校生の時期

子どもから大人へさらに近づく時期であり、思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会でどのように生きるかという課題に対して、真剣に模索する時期です。

読書の目的、資料の種類に応じて、適正に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。ただし、他の活動が忙しく本を読む時間が少なる傾向にあります。一方、中学生までに本を読む習慣がついていない場合もあります。

保護者や周囲の大人は、子どもが限られた時間の中で、読書の優先順位が上がるようなきっかけ作りや、高校生になるまでに読書習慣を身につける環境づくりを行うことが必要です。

2 子どもの読書への関心を高める取り組み

成長に伴い他の活動への関心が高まり、読書への関心は低くなっていく子どももいます。そのため、読書への関心を高める取り組みを行い続ける必要があります。

特に高校生の時期の子どもの読書への関心を高めるには、友人同士で本を紹介したり、話し合いや批評をしたりする活動が有効だと考えられています。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効です。

こうした活動を通じて、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけとなることが重要です。

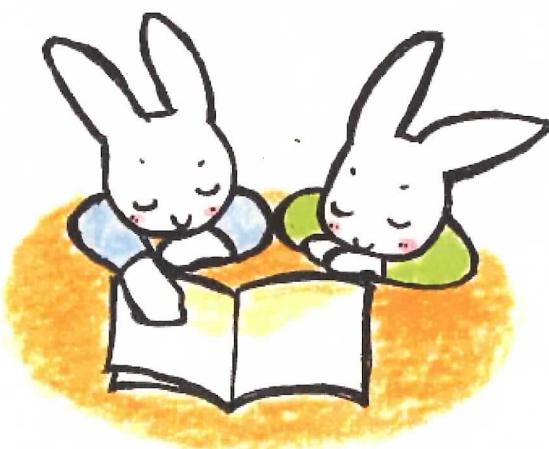


表6 <年齢に沿った取り組みの目安>

(※年齢はあくまで一般的なものであり、個人差があります。)

年齢	望まれる環境整備とその効果	具体的方法
乳幼児 (0歳～ 3歳頃) (3歳～ 6歳頃)	<ul style="list-style-type: none"> ●親子での取り組みが大切である。絵本等を使って、おはなしや声かけをたくさんしてあげる。(リズミカルな言葉で、日常的なものが好ましい。) <ul style="list-style-type: none"> → 大人の言葉に耳をすませることができるようになり、聞く力が育つ。 ●本の中には、楽しいことが詰まっているということを、子どもに伝えれる。(絵本等では) 絵と言葉を合わせる。 <ul style="list-style-type: none"> → 本を媒介にしてコミュニケーションをとることができ、理解力、集中力がつく。 ●おはなしを楽しめるようになったら、ストーリーのあるものを読んであげる。 <ul style="list-style-type: none"> → 子どもは想像力を働かせ、擬似体験することで、本の世界を体験することができるので、感性、想像力が豊かになる。 ●地域コミュニティ、公共図書館、子育て支援センター等で実施されているおはなし会に参加する。 <ul style="list-style-type: none"> → 集団でのおはなし会に慣れていき、長めのおはなしも聞けるようになる。 ●自分で本が読めるようになってくるので、身近にたくさんの種類の本がある環境を作ってあげる。 <ul style="list-style-type: none"> → 自分の読みたい本を選べるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート ・声かけ ・スキンシップ ・遊び ・家族ふれあい ・読書 ・読み聞かせ ・手遊び ・うた遊び ・わらべうた ・紙しばい ・おはなし会 ・クイズ ・しきけ絵本 ・人形劇
小学生 (低学年) (中学年 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ●学校での読書指導がはじまり、多くの本と出会う時期なので、読書をすることは楽しいということを学び、家庭での読書を楽しむことができる。 <ul style="list-style-type: none"> → 読書習慣が身につく。 ●読書から離れやすい時期なので、子どもが本を読みたくなるような働きかけと、本の紹介等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> → 子どもが、幅広い分野の中から、興味のある本を選べるようになる。(本を選ぶ力がつく。) ●学校の授業の中で、学校図書館を利用する。 <ul style="list-style-type: none"> → 学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動により、読書の質を高める。 ●関心や興味に沿った魅力的・専門的図書等の資料がある環境をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> → 個性や自主性を尊重しながら、本を選択できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・おはなし会 ・読書相談 （良書の紹介） ・一斉読書 ・アニメーション ・ブックトーク ・ストーリー テリング⁹
中高生		

⁹ ストーリー・テリング…物語のおはなしを覚えて、語って聞かせること。素話、語りとも言われる。

3 施策体系表



4 具体的な取り組み

基本方針（I～V）に基づいて、次のように取り組みます。

I 家庭で子どもが本を読むための環境づくり

子どもの生活の中心となるのは家庭です。家庭での読書への理解や関心は、子どもが読書習慣を身につけるうえで大変重要です。

(1) 家庭で子どもが本を読むための取り組み

① 保護者の読書の意義や重要性の理解促進及び啓発

・ブックスタート事業の実施

現在市では、生後4か月の赤ちゃんとその保護者を対象にブックスタート事業を実施しています。（ブックスタートフォローアップは1歳6か月に実施。）この事業は、絵本を開く体験といっしょに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけづくりであり、保護者が読み聞かせや読書をすることの意義等について、関心と理解を深めるよい機会です。また、プレパパママを対象とした啓発に努め、公共図書館、市健康課、ボランティアスタッフが連携協力し、ブックスタート事業及びブックスタートフォローアップ事業を継続して実施します。

・おはなし会等の参加呼びかけと内容の充実

公共図書館やコミュニティ協議会等のおはなし会の開催について家庭に広く周知できるように努め、内容の充実を図ります。

・「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」¹⁰等の取り組み

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月施行）」において、4月23日は、「子ども読書の日」と定められています。その日を含む「こどもの読書週間」及び「読書週間」¹¹、「朝倉市子ども読書の日」等は、読書へ関心を持つ良い機会です。その時にあわせ、公共図書館等でも子どもが読書への関心を高める行事や展示等を実施します。

・研修会や講座、講演会の開催

読み聞かせや読書をすることの意義等子どもの読書活動について、保護者や地域、それに関わるボランティア等がより関心と理解を深めるために、研修会や講座、講演会を開催します。

¹⁰ 「こどもの読書週間」…4月23日～5月12日 平成12（2000）年「子ども読書年」に設けられた。

¹¹ 「読書週間」…毎年10月27日～11月10日を読書普及のための週間としている。

② 家庭での読み聞かせの推進

発達段階に見合った絵本リスト等を活用しながら、子どもの成長に応じた図書情報をお届けします。

③ 家庭での読書の取り組み

家庭での読書を推進するため、「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」に取り組み、親子や地域等で、子どもと大人が一緒に本に親しむことを推進します。

II 地域（コミュニティ協議会、ボランティア等）での読書環境づくり

地域には、コミュニティセンターや子育て支援施設等様々な役割を持つ施設があります。地域の中で子どもが本と出会い、親子や友だちと読書に親しみ、コミュニケーションが図れるような環境が大切になってきます。

(1) コミュニティ協議会等での読書環境づくり

① 本のある環境づくり

コミュニティセンター等で、子どもが身近に本と親しむことができる環境づくりを推進します。

② おはなし会等の実施

子どもが本と出会い、親しむために、おはなし会や読書まつり等の実施を推進し、併せて、積極的に広報活動を行います。また、「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の取り組みを推進し啓発等に努めます。

(2) 読書ボランティアとの連携と協働

① 地域間の連携

読書ボランティアは地域での活動が中心ですが、地域間の交流や他の団体、コミュニティ協議会等と連携を図り、幅広く活動ができるよう支援します。

② 積極的な活動の支援

公共図書館が中心となり、市内読書ボランティア団体のネットワーク化を図り、連携を深めながら、情報の共有やスキルアップ研修を行う等活動を支援します。

(3) 民間団体や事業者等との連携と協力

① 市民一丸となった推進協力体制づくり

子どもに関わるすべての個人、団体（NPO等）、事業者（書店、病院、保健施設等）がそれぞれの知識、経験、情報を持ち寄り、市民一丸となって読書環境づくりができるように推進していきます。

III 保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校での読書環境づくり

保育所（園）・幼稚園・認定こども園や学校は、子どもがたくさんの本と出会える場です。そのことは、家庭にもフィードバックされ、本への興味や関心を高めてくれます。また学校図書館は、子どもの最も身近にある図書館として、読書指導や資料提供を行う等とても重要な役割を担っています。

（1）保育所（園）・幼稚園・認定こども園の取り組み

① 本のある環境づくり

子どもが身近に本と親しむことができるよう、絵本コーナーの設置や絵本を多くそろえる等の環境づくりに努めます。

② 読み聞かせやおはなし会の実施

就学前の子どもへの読書の働きかけは、読み聞かせが中心となります。読み聞かせやおはなし会を行うことにより、本やおはなしの楽しさと出会う機会を多くつくります。

③ 移動図書館車の活用

移動図書館車「おひさま号」が各保育所等に出向き、子どもが自分で本を選び、自分のカードで本を借りる図書館体験や、本に親しむ機会をつくります。

④ 家庭との連携

読書活動について、保育所（園）・幼稚園・認定こども園と保護者が情報を共有し連携を深めていくように努めます。また、「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」等の取り組みを推進し啓発等に努めます。

⑤ 研修会等の実施及び参加

読み聞かせでの本の選び方、読み聞かせの手法等を学ぶため、保育士、幼稚園教諭の研修会や講演会への参加を推進します。

（2）学校の取り組み

① 一斉読書活動等の取り組み

引き続き一斉読書活動を実施することで、子どもが本とふれあう時間をつくり、読書習慣が身につくように努めます。

② 読書活動の充実

各教科や総合的な学習の時間等に、意図的かつ計画的に学校図書館を利用します。

③ 読み聞かせやブックトーク等の実施

本に対する興味や関心を高めるために、読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等を実施します。

④ PTAや読書ボランティアとの連携

教諭、保護者ともに読書活動への関心と理解を深めるため、研修会等への積極的な参加を推進します。また、学校、保護者、読書ボランティアが連携して行事に取り組み、子どもの読書への関心が更に高まるように努めます。

⑤ 学級（学年）文庫等の設置と充実

学級文庫や学年文庫を設置することで、身近に本を手に取ることができる環境をつくります。（一時的設置も含む。）また、公共図書館の団体貸出等を利用し、多くの本と出会うことができるよう努めます。

⑥ 「子ども読書の日」等における読書活動

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」、「読書週間」等にあわせ、子どもが読書への関心を高める行事を実施します。

⑦ 特別な支援が必要な子どもへの取り組み

学校で読書活動をする上で、障がいを持つ子どもや外国語圏の子ども等特別な支援が必要な子どもにむけた資料の収集、提供に努めます。

⑧ 司書教諭¹²の配置

学校図書館法に基づき、子どもの読書活動に必要な司書教諭を配置します。

(3) 学校図書館の取り組み

① 学校司書¹³の配置と研修の充実

学校司書を継続的に配置し、子どもの読書活動を指導できるよう努めます。

② 学校図書館の整備と充実

学校図書館の蔵書数や読書スペースの確保、管理システムの更新・ネットワーク化等を行い、学校図書館の整備、充実に努めます。

③ 公共図書館との連携

中央図書館、あさくら図書館、はき図書館と連携を図りながら、講座、研修への参加等、積極的に情報の交換を行います。また、「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の取り組みを推進し啓発等に努めます。

▽ 数値目標（小学校・中学校）

数値目標を次のように定めます。

項目	年度	平成30年度現状値	令和6年度目標値
一斉読書活動等の実施率		82.0%	100%
4月23日「子ども読書の日」の取り組み実施率		71.0%	100%

¹² 司書教諭…教員免許を持ち司書教諭講習を修了した者。学校図書館法により「学校には学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。ただし、学級が11以下の学校にあっては、司書教諭を置かないことができる。」と規定されている。

¹³ 学校司書…学校図書館業務に対応するため配置された司書。司書教諭は必ずしも専任ではないため、学校では、司書が学校図書館業務を行っている。

IV 公共図書館の取り組み

公共図書館は、子どもが本を読みたいとき、大人が子どものために本を必要としたときに、それに応えることができる施設でなければなりません。

公共図書館は、施設整備や図書資料の充実を図るとともに、専門職員の配置を継続しながら、各機関との調整等で中心的な役割を果たし、子どもの読書活動を推進していくための読書環境づくりに努めます。

(1) 環境の整備

① 施設整備

地域格差のない図書館サービスを提供するため、中央図書館、あさくら図書館、はき図書館、移動図書館車等の施設の維持管理を適切に行います。

② 専門職員の配置と育成

子どもの読書活動を推進するため専門的知識、技術を持った職員の配置を行い、クオリティの高い事業の継続的な実施に努めます。また、定期的に研修等を行い、職員のスキルアップを図っていきます。

③ 資料整備

子どもの読書活動の推進に必要な資料収集に努めます。併せて、福岡県立図書館や近隣図書館と相互貸借制度¹⁴等で連携を図り、必要な資料の提供に努めます。

(2) サービスの実施と向上

① ブックスタート事業の推進

ブックスタート事業及びブックスタートフォローアップ事業を継続しながら、家庭での読書活動を支援します。併せて、ブックスタート事業、ブックスタートフォローアップ事業を受けられなかった家庭へのフォローに努めます。

② おはなし会等の実施や本の紹介

年齢に応じたおはなし会等の実施や積極的に本の紹介を行うことで、子どもが本に出会える機会を多くつくります。

③ ティーンズサービスの充実

読書離れの傾向が懸念される中高生の読書活動を推進するため、ティーンズコーナーの図書の充実を図り、提供に努めます。

④ 巡回文庫（団体貸出）や移動図書館車による貸出

コミュニティセンターや学校、子育て支援センター、学童保育所、児童養護施設、読書ボランティア団体への団体貸出の実施や、移動図書館車「おひさま号」の保育所（園）・幼稚園・認定こども園への巡回を行い、身近に本と親しむことができる環境をつくります。

¹⁴ 相互貸借制度…福岡県内の図書館で、所蔵していない資料を相互に貸し借りすることで、各館の経費削減や、サービスの向上を目指す制度。

⑤ 特別な支援が必要な子どもへの取り組み

障がいを持つ子どもや、外国語圏の子ども、保護者と離れて暮らしている子ども等、読書活動をするうえで、特別な支援が必要な子どもに向けての多様な資料収集、提供に努めます。

⑥ 各団体との連携と協働

小中高等学校や保育所（園）・幼稚園・認定こども園、コミュニティ協議会、読書ボランティア団体、学童保育（放課後児童クラブ）等と連携を図りながら、事業の実施やスキルアップを支援します。また、「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の取り組みを推進し啓発等を行います。

(3) 広報及び啓発活動

① 広報

子どもの読書活動に関わる事業や本の紹介等の情報を市の広報紙や図書館だより、図書館ホームページ等で提供し、読書活動への啓発を行います。

② 講座や講演会の実施

子どもの読書活動に携わる人たちへの講座や講演会等の実施により、読書活動の意義や本の楽しさを伝え、啓発を行います。併せて、技術的なスキルアップを図り、市全体の読書環境の充実に努めます。

▽ 数値目標（公共図書館）

数値目標を次のように定めます。

項目	年度	平成30年度現状値	令和6年度目標値
0歳～小学生 一人当たりの年間貸出冊数	一人当たり 17.6冊	一人当たり 20冊	
中高生 一人当たりの年間貸出冊数	一人当たり 3.5冊	一人当たり 5冊	

* 算出方法：(年代別一人当たりの年間貸出冊数) = (年代別年間貸出冊数) / (市年代別人口)

読書環境づくりと連携（図）

親子で本を読もう

家庭での取り組み

- 読み聞かせ等の実施
- 家族の読書への関わり
- 身近に本がある環境づくり
- テレビやゲームから離れる時間づくり
- 図書館の活用、おはなし会参加

地域での取り組み

- 読書ボランティアの育成や積極的な活動支援
- 読書ボランティアのネットワーク化
- 読書への理解を深める事業の実施
- コミュニティセンター図書室の充実
- コミュニティセンターでのおはなし会の実施

本に親しむ機会 をつくろう

保育所（園）・幼稚園・ 認定こども園 での取り組み

- 読み聞かせの実施
- 読書ボランティアとの連携
- 絵本スペースの設置
- 先生向けの研修
- 保護者向けの研修
- 移動図書館車活用
- 保護者への働きかけ

朝倉市子ども読書の日（毎月23日）の取り組み

「家族ふれあい読書」の推進



朝倉市の子ども

たくさん 本をよもう

学校での取り組み

- 司書の配置・育成
- 読書指導
- 学校図書館の充実
- 学級文庫等の充実
- 読書ボランティアとの連携
- 一斉読書活動の実施
- 教員等を対象とした研修
- 巡回文庫活用
- 保護者への働きかけ

図書館が連携の中心となり、本に親しむ環境をつくります

朝倉市図書館の取り組み

家庭・地域・ボランティア支援

保育所（園）・幼稚園・認定こども園

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●ティーンズコーナーの充実 ●読書ボランティア活動支援 ●ブックスタート事業の実施 ●読書相談の実施 ●講演会や講座等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●子ども図書館機能 ●広報の徹底 ●おはなし会の実施 ●研修会等の実施 ●本の紹介 | <ul style="list-style-type: none"> ●移動図書館車巡回 ●学校図書館への団体貸出、学級文庫等の支援 ●出前おはなし会 ●司書の派遣、相談、協議 |
|--|---|--|

毎月 23 日は、 「朝倉市子ども読書の日」です。

毎年 4 月 23 日は、

国が定めた「子ども読書の日」です。

朝倉市では、これにちなみ、毎月 23 日を

「朝倉市子ども読書の日」
とします。

テレビやゲーム、インターネットから離れて
家庭、保育所(園)・幼稚園、学校、地域等で
子どもと大人と一緒に本に親しみましょう。

◆ 「朝倉市子ども読書の日」の啓発・推進

- ・読み聞かせの推進
- ・家族ふれあい読書の推進
- ・公共図書館でのおはなし会の実施やおすすめ本の情報提供 等

【家族ふれあい読書とは…】

子どもが読書習慣を身に付けるためには、日常生活の中や家庭での読書環境づくりが大切です。

家族ふれあい読書は、同じ時間、同じ空間に家族で本を読むことでコミュニケーションをとることを目的としています。

第4章 施策

計画の推進のために、次のような施策に取り組みます。

I 家庭で子どもが本を読むための読書環境づくり

家庭で推進していく取り組みです。

(1) 家庭で子どもが本を読むための取り組み

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①保護者の読書の意義や重要性の理解促進及び啓発	○プレパパママクラス等での読み聞かせの実演及び資料配布	継続	健康課
	○ブックスタート事業の実施	継続	子ども未来課 保育所(園)・幼稚園・認定こども園
	○おはなし会の参加の呼びかけと内容の充実	継続	教育課
	○「子ども読書の日」及び「読書週間(春・秋)」の行事等の取り組み	継続	小中学校 ふるさと課
	○研修会や講座、講演会の開催	継続	コミュニティ協議会等
②家庭での読み聞かせの推進	○絵本リストによる情報提供	継続	文化・生涯学習課
③家庭での読書の取り組み	○「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の広報、啓発	充実	公共図書館

【施策表の用語説明】

実施区分	新規 = 新たに取り組んでいくもの 継続 = 現状を継続していくもの 充実 = 現在取り組んでいるが、更に充実させていくもの
関係・実施団体等	取り組みを行う主体や関係する行政担当課、民間団体等を記しています。

II 地域（コミュニティ協議会、ボランティア等）での読書環境づくり

地域で読書活動を推進していくための取り組みです。

(1) コミュニティ協議会等での読書環境づくり

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①本のある環境づくり	○コミュニティセンター図書室の充実	継続	
②おはなし会等の実施	○おはなし会等の実施	継続	ふるさと課 コミュニティ 協議会等
	○読書ボランティアとの連携	継続	文化・生涯学習
	○コミュニティ講座等の実施	継続	課
	○「朝倉市子ども読書の日」や「家族 ふれあい読書」の広報、啓発	充実	公共図書館

(2) 読書ボランティアとの連携と協働

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①地域間の連携	○おはなし会等の共催や交流事業の実施	継続	ふるさと課 コミュニティ 協議会等
	○情報交換会、研修会の実施	継続	文化・生涯学習
②積極的な活動の支援	○読書ボランティアネットワークの構築	継続	課
	○スキルアップ講座等の実施	継続	公共図書館
	○ボランティア育成のための支援	継続	読書ボランティア団体

(3) 民間団体や事業者等との連携と協力

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①市民一丸となった推進協力 体制づくり	○地域で読書活動推進ができる環境づ くり	充実	朝倉市全体
	○事業者との情報交換や協働	充実	
	○民間の力を活用した読書環境づくり	充実	

III 保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校での読書環境づくり

保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校で推進していく取り組みです。

（1）保育所（園）・幼稚園・認定こども園の取り組み

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①本のある環境づくり	○絵本コーナーの設置	継続	保育所（園）・幼稚園・認定こども園 子ども未来課 公共図書館
	○絵本等の購入	継続	
②読み聞かせやおはなし会の実施	○定期的なおはなし会や読み聞かせの実施	継続	保育所（園）・幼稚園・認定こども園 子ども未来課 公共図書館
	○おはなし会や読み聞かせ等のスキルアップ講座の実施	継続	
③移動図書館車の活用	○移動図書館車「おひさま号」による絵本の貸出	継続	保育所（園）・幼稚園・認定こども園 子ども未来課 公共図書館
④家庭との連携	○保護者会等で、読書活動推進のための事業の実施	継続	
	○「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の広報、啓発	充実	保育所（園）・幼稚園・認定こども園 子ども未来課 公共図書館
⑤研修会等の実施及び参加	○読書活動に関する情報の提供、共有	継続	

（2）学校の取り組み

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①一斉読書活動等の取り組み	○定期的に児童、生徒たちが読書をする時間づくり	継続	小中学校 教育課 文化・生涯学習課 公共図書館
②読書活動の充実	○学校図書館の計画的な利用	継続	
③読み聞かせやブックトーク等の実施	○教諭や児童、生徒同士による読み聞かせの実施	継続	小中学校 教育課 文化・生涯学習課 公共図書館
	○おはなし会やブックトーク等の実施	継続	
④PTAや読書ボランティアとの連携	○研修会等の実施	継続	小中学校 教育課 文化・生涯学習課 公共図書館
	○読み聞かせ、おはなし会への参加の呼びかけ	継続	

(2) 学校の取り組み

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
⑤学級（学年）文庫等の設置と充実	○学級文庫等を設置し、身近に本がある環境づくり	継続	
⑥「子ども読書の日」等における読書活動	○おはなし会や読書行事の実施	継続	小中学校 教育課
⑦特別な支援が必要な子どもへの取り組み	○個に応じた適切な図書の選定や読書活動の工夫	継続	文化・生涯学習 課
⑧司書教諭の配置	○必要な司書教諭の配置	継続	公共図書館

(3) 学校図書館の取り組み

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
①学校司書の配置と研修の充実	○小中学校の学校図書館への司書配置	継続	
	○学校司書の研修	継続	
②学校図書館の整備と充実	○図書管理システムの更新	継続	小中学校 教育課 文化・生涯学習 課 公共図書館
	○書架の整備	継続	
	○図書の購入、更新	継続	
③公共図書館との連携	○図書資料の団体貸出の実施	継続	
	○学校図書館協議会と公共図書館との連絡会議や研修会の実施	継続	
	○「朝倉市子ども読書の日」や「家族ふれあい読書」の広報、啓発	充実	

IV 公共図書館の取り組み

公共図書館で推進していく取り組みです。

(1) 環境の整備

項目	取り組み内容	実施区分	関係団体等
①施設整備	○子ども図書館としての機能充実	継続	—
	○移動図書館車の維持、整備	継続	
②専門職員の配置と育成	○図書に精通した司書の配置	継続	—
	○児童向け研修会等への参加	継続	
③資料整備	○子どもの読書活動に必要な図書の積極的な収集及び所蔵	継続	

(2) サービスの実施と向上

項目	取り組み内容	実施区分	関係団体等
①ブックスタート事業の推進	○ブックスタート事業の実施	継続	健康課
	○ブックスタートボランティアスタッフの研修	継続	
②おはなし会等の実施や本の紹介	○年齢に沿ったおはなし会の実施	継続	—
	○絵本リスト等の作成	継続	
③ティーンズサービスの充実	○ティーンズコーナーの充実	充実	
④巡回文庫（団体貸出）や移動図書館車による貸出	○巡回文庫の実施、充実	継続	—
	○移動図書館車による貸出	継続	保育所（園）・幼稚園・認定こども園
⑤特別な支援が必要な子どもへの取り組み	○資料の収集、貸出	継続	子ども未来課
	○特別な支援が必要な子どもが集う施設等への団体貸出	継続	

(2) サービスの実施と向上

項目	取り組み内容	実施区分	関係団体等
⑥各団体との連携と協働	○学童保育（放課後児童クラブ）への 団体貸出等の活動支援	継続	子ども未来課
	○学校図書館協議会との連携および学校司 書との連携の強化	充実	学校図書館協 議会
	○コミュニティ協議会との連携	継続	ふるさと課
	○子育て支援センター等との連携	継続	子ども未来課
	○各団体への図書館職員の派遣	継続	—
	○読書ボランティア団体との交流や連絡 会、ネットワークの構築	継続	読書ボランテ ィア団体
	○「朝倉市子ども読書の日」の啓発や 「家族ふれあい読書」の推進	充実	朝倉市全体

(3) 広報及び啓発活動

項目	取り組み内容	実施区分	関係団体等
①広報	○広報あさくらや図書館だよりでの情報 提供	継続	人事秘書課
	○ホームページを活用した広報活動	継続	
②講座や講演会の実施	○子どもと読書に関する講座の実施	継続	—
	○児童書や読書活動に関する講演会の 実施	継続	
	○読み聞かせ、おはなし会等の技術実践 講座の実施	継続	

V 公共図書館、家庭、地域、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校等の連携

項目	取り組み内容	実施区分	関係・実施団体等
前述 I ~IVをご参照ください。		継続	朝倉市全体

資料編

- 1 朝倉市子どもの読書活動推進協議会設置要綱 資料1
- 2 朝倉市子どもの読書活動推進協議会委員名簿 資料2
- 3 子どもの読書活動の推進に関する法律 資料3
- 4 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）概要版 資料4

1 朝倉市子どもの読書活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づく朝倉市子どもの読書活動推進計画の策定及び推進のため、朝倉市子どもの読書活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 「朝倉市子どもの読書活動推進計画」の策定、推進、評価等に関すること。
- (2) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員7名以内で組織する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の中から互選により定める。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第5条 第2条で定める事項の具体的な調査及び推進を行うため、庁内ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、教育部文化・生涯学習課図書館係に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則(平成21年告示第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第6号)

この要綱は、平成23年2月21日から施行する。

附 則(平成25年告示第9号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第8号）
この要綱は、公布の日から施行する。

(別表)
朝倉市子どもの読書活動推進協議会委員

所 属 ・ 職 名
コミュニティ事務局長会 代表
読書団体等連絡会 代表
学校図書館協議会 会長
保育協会 代表
子育て支援ボランティア 代表
その他教育委員会が必要と認める者

資料2

2 朝倉市子どもの読書活動推進協議会委員名簿

<委員>

所 属 ・ 職 名	氏 名
コミュニティ事務局長会 代表	坂 口 秀 孝
読書団体等連絡会 代表	緒 方 敬 子
学校図書館協議会 会長	塚 本 成 光
保育協会 代表	柴 田 敏 江
子育て支援ボランティア 代表	原 嶋 秀 子
その他教育委員会が必要と認める者	—

3 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画）を策定しているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置
その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不适当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めようすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

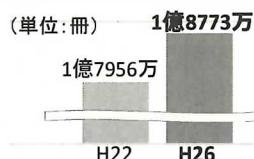
趣旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018~2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書の貸出冊数の増加>



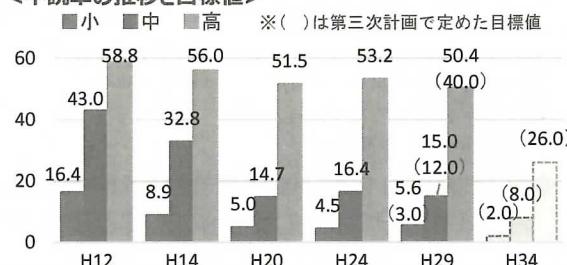
<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進度での改善は図られていない
※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)

専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

学習指導要領の改訂

(平成29・30年公示)
総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

分析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進

- 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる 等
- 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書 等
- 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書 等
- 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書 等

② 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実

- 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動

③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

- スマートフォンの利用と読書の関係 等

推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率

- ◆第三次基本計画で定めた目標
市：100% 町村：70%
- ◆平成28年度実績
市：88.6% 町村：63.6%

※H29未目標
※第四次計画でも引き続き達成を目指す

市町村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携 等

都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言 等

国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等) 等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

ポイント：①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
 - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆（きずな）の一層の深まりを目指す家読（うちどく） 等

学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
- ・障害のある子供の読書活動の促進

◆読書習慣の形成、読書の機会の確保

- 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等

◆学校図書館の整備・充実

- ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
- ・学校図書館図書標準の達成
- ・情報化の推進
- ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

地域

- ◆図書館未設置市町村における設置
設置率(H27)：市98.4%，町61.5%，村26.2%
- ◆図書館資料、施設等の整備・充実
 - 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等
- ◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
 - ・読み聞かせ会等の企画・実施
 - ・インターネット等を活用した情報提供
- ◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- ◆学校図書館やボランティア等との連携・協力
 - ・学校図書館や地域の関係機関との連携
 - ・ボランティア活動の促進
 - ・地域学校協働活動における読書活動の推進

子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
 - 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦（ピブリオバトル） 等

民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励（地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等）

朝倉市子どもの読書活動推進計画（改訂版）

発行年月 令和2年3月
発行・編集 朝倉市教育委員会 文化・生涯学習課
〒838-0068
福岡県朝倉市甘木198-1
電話 0946-22-3059